# 「一村一エネ」事業

2016 北海道エネルギーフロンティア事業

地域の特色を活かした省エネ・新エネ事業を通じて、 地域経済の活性化を図る取組を支援し、 環境と持続的発展が両立する社会の実現をめざします。



#### 【事業の概要】

#### 《交付対象者》

法人、任意団体及びその他知事が適当と認めた者と市町村で構成された共同体(コンソーシアム) (※ 複数の市町村のみで構成されたものは除く。)

### 《交付対象事業》

地域の特色を活かした省エネ・新エネを推進する取組で、経済性・地域経済活性化等について も定量的・具体的な効果が見込まれ、市町村と企業やNPO等地域の多様な主体が協働・連携し て取り組む事業。

(ただし、固定価格買取制度の設備認定を受けている又は受けようとする設備を活用する事業は対象外。)

#### 省エネ・新エネ推進方法例

- ■ボイラーの高効率化 ■太陽熱利用 ■熱回収型ヒートポンプ導入
- ■空調設備の更新 ■温泉熱、雪氷冷熱の利用
- ■バイオマス燃料への転換(バイオマスボイラー・ストーブ導入)
- ■コージェネレーション
- ■太陽光・風力・中小水力・バイオマス・地熱等発電の導入 など

# 地域経済の活性化

環境エネルギー産業の育成 商店街の活性化 農商工連携の強化 観光振興・交流促進

ものづくり・食産業の振興など

\* 電源施設等所在市町村への波及効果が必要となります。

# 《交付の仕組みと交付内容》

省エネ・新エネを推進する取組で、その実施により削減が見込まれる省エネルギー量や、新エネルギー導入量等を記載した事業計画書に、計画量の数値の根拠となる資料等を添付し、<u>各総合振興局</u>(振興局)産業振興部商工労働観光課に提出。

提出事業計画書は、審査委員会による事業効果等の審査を実施し、事業として適当と認められる事業計画の認定を行った後、交付申請を受けて交付対象事業及び交付金額を決定します。

# 交 付 内 容

| 2 13 1 1   |     |              |         |
|--|-----|--------------|---------|
| 交付基準   | 区分  | 交付単価         | 上限額     |
| 事業計画書記載の省エネルギー量及び<br>新エネルギー導入量を原油換算し、それぞれに応じた単価を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額。 | 新工ネ | 35万円/kl(熱利用) | 2,000万円 |
|  |     | 100万円/kl(発電) |         |
|  | 省エネ | 20万円/kl      | 1,000万円 |

# テーマ

- ・地元の産業部門の低炭素化を支える地域ぐるみのCO2排出抑制・相殺等
- バイオマスや雪氷熱等の利用による産業活性化機会の創出や地域の社会・環境コストの削減等
- エネルギーをテーマとした体験情報発信拠点の整備
- ・電気・ガス・石油・新エネ等、エネルギー事業者間の連携促進 など

問い合わせ先

北海道経済部産業振興局環境エネルギー室

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm

Tel: 011-231-4111(内線26-181) 担当:

